



2024/07/08 10:21 現在の情報です。

発行年月日：2024/07/08
照会番号：0860627324

照会番号の有効期間は発行年月日から100日間です。

岐阜県大野郡白川村大字荻町2495番地の3
一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団

会社法人等番号	2000-05-009752	
名 称	一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	
主たる事務所	岐阜県大野郡白川村大字荻町2495番地の3	
法人の公告方法	<u>電子公告により行う。</u> <u>http://shirakawa-go.org/zaidan/</u> <u>事故その他のやむを得ない事由によって、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</u>	
	電子公告により行う。 http://www.vill.shirakawa.lg.jp/zaidan/ 事故その他のやむを得ない事由によって、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。	令和 4年 7月26日変更 令和 6年 6月27日登記
法人成立の年月日	平成9年3月6日	
目的等	目的 この法人は、白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和51年白川村条例第15号）に基づき、世界遺産に登録された白川村荻町伝統的建造物群保存地区（以下「世界遺産集落」という。）とそれらを取りまく地域の環境を保全するとともに、住民の生活環境を向上させることにより、世界遺産集落の価値を永く後世に継承し、もってわが国の文化の向上と白川村の振興発展に寄与することを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。 1 世界遺産集落の保存のための調査、研究、指導、援助及び普及に関する事業 2 世界遺産集落を取りまく地域の環境を保全するための調査、研究、指導、援助及び普及に関する事業 3 世界遺産集落に関する保護思想及び知識の向上に関する事業 4 世界遺産集落とその周辺地域の振興発展を促進する事業 5 せせらぎ公園駐車場の管理運営に関する事業 6 文化財建造物の修理のための設計監理受託事業 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
役員に関する事項	評議員 高 桑 徹 司	平成29年 6月15日重任
		平成29年 6月22日登記
	評議員 高 桑 徹 司	令和 3年 6月11日重任
		令和 3年 6月22日登記
	評議員 和 田 正 人	平成29年 6月15日重任
		平成29年 6月22日登記
	評議員 和 田 正 人	令和 3年 6月11日重任
		令和 3年 6月22日登記
		令和 5年 6月 9日辞任
		令和 5年 6月22日登記
	評議員 佐 藤 一 弘	平成29年 6月15日重任
		平成29年 6月22日登記

		令和 3 年 6 月 1 1 日退任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
評議員	矢 野 政 幸	平成 2 9 年 6 月 1 5 日重任
		平成 2 9 年 6 月 2 2 日登記
		令和 3 年 6 月 1 1 日退任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
評議員	根 尾 須 磨 子	平成 2 9 年 6 月 1 5 日就任
		平成 2 9 年 6 月 2 2 日登記
評議員	根 尾 須 磨 子	令和 3 年 6 月 1 1 日重任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
評議員	新 谷 良 彰	平成 3 0 年 6 月 1 5 日就任
		平成 3 0 年 6 月 1 8 日登記
評議員	新 谷 良 彰	令和 3 年 6 月 1 1 日重任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
		令和 6 年 6 月 1 2 日辞任
		令和 6 年 6 月 2 7 日登記
評議員	野 村 昭 吾	令和 3 年 6 月 1 1 日就任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
評議員	藤 坂 俊 幸	令和 3 年 6 月 1 1 日就任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
評議員	野 谷 信 二	令和 5 年 6 月 9 日就任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
評議員	沢 田 康 仁	令和 6 年 6 月 1 2 日就任
		令和 6 年 6 月 2 7 日登記
岐阜県大野郡白川村大字荻町 1 4 9 番地の 1 代表理事	板 谷 孝 明	令和 1 年 6 月 1 3 日重任
		令和 1 年 6 月 1 9 日登記
岐阜県大野郡白川村大字荻町 1 4 9 番地の 1 代表理事	板 谷 孝 明	令和 3 年 6 月 1 1 日重任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
		令和 5 年 6 月 9 日退任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
岐阜県大野郡白川村大字飯島 2 8 5 番地 代表理事	宮 丸 和 之	令和 1 年 6 月 1 3 日就任
		令和 1 年 6 月 1 9 日登記
岐阜県大野郡白川村大字飯島 2 8 5 番地 代表理事	宮 丸 和 之	令和 3 年 6 月 1 1 日重任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
岐阜県大野郡白川村大字飯島 2 8 5 番地 代表理事	宮 丸 和 之	令和 5 年 6 月 9 日重任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
岐阜県大野郡白川村大字荻町 1 8 1 6 番地 代表理事	岩 本 一 也	令和 5 年 6 月 9 日就任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記

理事	川 田 裕	令和 1 年 6 月 1 3 日重任
		令和 1 年 6 月 1 9 日登記
		令和 1 年 6 月 1 1 日退任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
理事	佐 藤 里 子	令和 1 年 6 月 1 3 日重任
		令和 1 年 6 月 1 9 日登記
理事	佐 藤 里 子	令和 3 年 6 月 1 1 日重任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
理事	佐 藤 里 子	令和 5 年 6 月 9 日重任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
理事	板 谷 孝 明	令和 1 年 6 月 1 3 日重任
		令和 1 年 6 月 1 9 日登記
理事	板 谷 孝 明	令和 3 年 6 月 1 1 日重任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
		令和 5 年 6 月 9 日退任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
理事	今 藤 建 二	令和 1 年 6 月 1 3 日重任
		令和 1 年 6 月 1 9 日登記
理事	今 藤 建 二	令和 3 年 6 月 1 1 日重任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
理事	今 藤 建 二	令和 5 年 6 月 9 日重任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
理事	宮 丸 和 之	令和 1 年 6 月 1 3 日重任
		令和 1 年 6 月 1 9 日登記
理事	宮 丸 和 之	令和 3 年 6 月 1 1 日重任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
理事	宮 丸 和 之	令和 5 年 6 月 9 日重任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
理事	水 野 慎 治	令和 1 年 6 月 1 3 日就任
		令和 1 年 6 月 1 9 日登記
理事	水 野 慎 治	令和 3 年 6 月 1 1 日重任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
理事	水 野 慎 治	令和 5 年 6 月 9 日重任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
理事	近 藤 久 善	令和 3 年 6 月 1 1 日就任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
理事	近 藤 久 善	令和 5 年 6 月 9 日重任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
理事	岩 本 一 也	令和 5 年 6 月 9 日就任

		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
	監事 根 尾 俊 道	令和 1 年 6 月 1 3 日重任
		令和 1 年 6 月 1 9 日登記
	監事 根 尾 俊 道	令和 3 年 6 月 1 1 日重任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
	監事 根 尾 俊 道	令和 5 年 6 月 9 日重任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
	監事 大 田 忠 広	令和 1 年 6 月 1 3 日重任
		令和 1 年 6 月 1 9 日登記
		令和 3 年 6 月 1 1 日退任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
	監事 上 手 英 二	令和 3 年 6 月 1 1 日就任
		令和 3 年 6 月 2 2 日登記
		令和 5 年 6 月 9 日退任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
	監事 宮 部 俊 典	令和 5 年 6 月 9 日就任
		令和 5 年 6 月 2 2 日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。	
登記記録に関する事項	平成25年4月1日財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団を名称変更し、移行したことにより設立 平成25年 4 月 1 日登記	

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。